

# 2023 四国中央市人権のつどい

【入場料 無料】

日時 11月26日(日曜日)13:00~16:00

場所 土居文化会館(ユースホール)

目的 市民一人ひとりが人権意識を高め、すべての市民がお互いの人権を尊重し、差別のない、明るい、幸せな暮らしの実現を目的とする。

## ○人権講演会

14:00~15:30

演題:『もっとあたたかい人の世を~水平社創立の思想を未来へ~』

講師:駒井 忠之さん(水平社博物館館長)



### 講師プロフィール

奈良県の水平社博物館の学芸員として、平和と人権の確立をめざす部落解放運動の歴史と精神を保存し、また、部落差別をはじめあらゆる差別撤廃のため、全国で講演活動をされています。

## ○小・中学校生 人権作品 表彰式及び発表

## ○作品展示・交流ブース(啓発)

問合せ先:四国中央市 総務部 人権施策課

TEL 0896-28-6073 FAX 0896-28-6057

## 差別をなくする強 調 月 間

11月11日~12月10日は、差別をなくする強調月間として、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消と人権が尊重される社会づくりに向け、県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るために、たくさんの人権啓発イベントが開催されます。

四国中央市では、「四国中央市人権のつどい」を開催します。一人でも多くの皆さんの参加が、同和問題・人権問題の理解と解決につながります。ぜひご参加をお願いします。

# りんぽかん かわのえ隣保館だより

ねん がつはっこうごう  
2023年11月発行号

## かわのえ 川之江ふれあい料理教室

10月12日(木)に講師に西先生をお迎えして料理教室を開催しました。

東南アジアの風を感じることでできるメニューでした。コロナウイルスの流行で交流の場が減っていたので、久々の再会や、新たな出会いがあり、参加された皆さんが和気あいあい、世代を越えての楽しい交流となりました。



講師 西 厚子 先生



## 〈次回のご案内〉

日時 次回は12月1日(金)10:00~

対象 どなたでも参加できます

参加費 500円 ※初めて参加される方は600円(調味料代としての100円を含みます)

定員 毎回12名(人数は制限があります。材料購入の都合上、開講日の1週間前までに欠連絡が必要です)

締切日 11月22日(定員になり次第締め切りとなります。)

形式 みんなで調理後食事をします

持ち物 米1合、持ち帰り用容器、エプロン

がつ かわのえりんぼかん ぎょうじよてい  
**11月 川之江隣保館 行事予定**

じょうきょう よてい へんこう  
 状況により、予定が変更されることがあります。

日(にちようび)	月(げつようび)	火(かようび)	水(すいようび)	木(もくようび)	金(きんようび)	土(どようび)
			1 ちよきんたいそう ・貯筋体操(スイートピー)	2	3 ぶんかひ 文化の日	4
5	6 ちよきんたいそう ・貯筋体操(ひまわり) けんこうたいそう やまねかい ・健康体操(山根会)	7 たいきょくけん ・太極拳	8 ちよきんたいそう ・貯筋体操(スイートピー)	9	10	11 きゅうじつかいかん び 休日開館日 しきじがっきゅう ・識字学級 たつきゅう ・卓球クラブ
12	13 ちよきんたいそう ・貯筋体操(ひまわり) けんこうたいそう やまねかい ・健康体操(山根会)	14 たいきょくけん ・太極拳	15 ちよきんたいそう ・貯筋体操(スイートピー)	16	17	18
19 しきじがっきゅう ・識字学級	20 ちよきんたいそう ・貯筋体操(ひまわり) けんこうたいそう やまねかい ・健康体操(山根会)	21 たいきょくけん ・太極拳	22 ちよきんたいそう ・貯筋体操(スイートピー)	23 きんろうかんしゃ ひ 勤労感謝の日	24 ・キャンサーサロン ざくら	25 きゅうじつかいかん び 休日開館日 たつきゅう ・卓球クラブ
26 きゅうじつかいかん び 休日開館日 せいめいそんちようどくしょかい ・生命尊重読書会 しこくちゅうおうしじんけん ・四国中央市人権の つどい(ユースホール)	27 ちよきんたいそう ・貯筋体操(ひまわり) けんこうたいそう やまねかい ・健康体操(山根会)	28 たいきょくけん ・太極拳	29	30		

どうせいこん  
**同性婚について**

パートナーシップ制度…同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、県や市などの自治体が独自にLGBTQカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。メリットは、病院で家族と同様に対応してもらえる、公営住宅への入居に際し家族として入居可能となる、生命保険の受け取りにパートナーを指定することができる、民間企業の家族割が適用されるなどがあります。

6月にLGBT理解増進法が制定される前から、各自治体単位では、独自の判断や、制度により同性婚が認められているところがありました。しかし、国では今でも、同性カップルの場合、結婚を認めていません。戸籍上の性別が異性である場合にしか、結婚は認められていないのです。これは、G7においては日本が唯一です。

そのため同性間であっても、異性間の結婚と同じような形を取りたいという願いに、法律上は対応しきれていません。そういった背景のもと、各自治体では同性婚に替わる形で、パートナーシップ制度を設ける動きが広がりを見せています。ただ、異性婚では保障されている権利が、パートナーシップ制度では認められません。例えば、相続において法定相続人になりえないという状況において、同性か異性かの違いで、不平等の壁があるように感じます。

性の多様性を認め合う社会にしていく意味でも、結婚においても、多様性のある形でいいと思います。性自認や性的指向についても様々であるので、結婚という制度もケースに合わせて柔軟に変化させていく部分もあると思います。誰一人、不平等や差別、生きづらさを感じることはない世の中になることを期待したいです。

悩んでいることはありませんか？  
 隣保館は、いつでも人権に関わる悩みを相談できる窓口です。「職場でのハラスメント」「職場や学校に行けない」など何でも相談してください。  
 また、ハローワークの職業相談は、電話による予約制となっています。

かわのえりんぼかん  
**川之江隣保館 TEL・FAX 28-6254**